

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	条項	国の示す基準の内容	区分	本市の対応
(趣旨)	第1条	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定による条例制定	—	—
(定義)	第2条	(1) 放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。) 法第6条の3第2項に規定する事業 (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童 (3) 保護者 法第6条に規定する保護者	—	—
(最低基準の目的等)	第3条第1項	事業を利用している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障するために、衛生的な環境の提供や適切な訓練を受けた職員の支援が受けられる。	—	—
	第3条第2項	市は、最低基準を常に向上させるように努める。		
(最低基準と放課後児童健全育成事業者)	第4条第1項	事業を行う者(以下「事業者」という。)は、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第4条第2項	事業者は、最低基準を理由に設備又は運営を低下させてはならない。		
	第4条第3項	市長は、児童の保護者や児童福祉関係者の意見を聴き、事業者に対して最低基準を超えて設備又は運営を向上させるように勧告することができる。		
(放課後児童健全育成事業の一般原則)	第5条第1項	事業における支援は、小学生を対象に、その保護者が労働等で昼間家庭にいない場合に保護者に代わって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第5条第2項	事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。		
	第5条第3項	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。		
	第5条第4項	事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。		
	第5条第5項	事業を行う場所(以下「事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。		

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)	第6条第1項	事業者は、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第6条第2項	避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。		
(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)	第7条	利用者の支援をする職員は、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	参酌	国の基準に従う
(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)	第8条第1項	事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第8条第2項	事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		
(設備の基準)	第9条第1項	事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第9条第2項	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。		
	第9条第3項	専用区画及び設備、備品等（以下「専用区画等」という。）は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら事業の用に供するものでなければならない。		
	第9条第4項	専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		
(職員)	第10条第1項	事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。	従う	国の基準に従う
	第10条第2項	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員をもって代えることができる。		

	第10条第3項	放課後児童支援員は、次に該当する者であり県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 高等学校卒業以上の者で、2年以上児童福祉事業に従事したもの (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者 (5) 大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等を卒業した者 (6) 前号の修得により大学院への入学が認められた者 (7) 大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する学科等を卒業した者 (8) 外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等を卒業した者 (9) 高等学校卒業業者であり、かつ、2年以上事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めた者		
	第10条第4項	第2項の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。		
	第10条第5項	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専任でなければならない。		
(利用者を平等に扱う原則)	第11条	事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。	参酌	国の基準に従う
(虐待等の禁止)	第12条	事業所の職員は、法第33条の10各号の行為等をしてはならない。	参酌	国の基準に従う
(衛生管理等)	第13条第1項	事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講じなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第13条第2項	事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		
	第13条第3項	事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない。		

(運営規程)	第14条	事業者は、事業所ごとに運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 秘密保持等に関する事項 (12) その他事業の運営に関する重要事項	参酌	国の基準に従う
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)	第15条	事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	第2項第3号は、第7条但し書きを削除したため、削除
(秘密保持等)	第16条第1項	事業者の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	参酌	国の基準に従う
	第16条第2項	事業者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		
(苦情への対応)	第17条第1項	事業者は、利用者又は保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第17条第2項	事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		
	第17条第3項	事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。		

(開所時間及び日数)	第18条第1項	事業者は、開所時間について、次の各号に定める時間以上を原則として、事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外に行う事業 1日につき3時間	参酌	国の基準に従う
	第18条第2項	事業者は、事業所を開設する日数について、1年につき250日以上を原則とし、当該事業所ごとに定める。		
(保護者との連絡)	第19条	事業者は、利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。	参酌	国の基準に従う
(関係機関との連携)	第20条	事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌	国の基準に従う
(事故発生時の対応)	第21条第1項	事業者は、事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参酌	国の基準に従う
	第21条第2項	事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		
附則				
(施行期日)	1	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	参酌	国の基準に従う
(職員に関する経過措置)	2	この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	参酌	国の基準に従う